

平成 27 年 9 月 9 日

医業経営コンサルティングなどの事業を営んでいると偽って 社債購入を勧誘する「株式会社日本医療センター」に関する注意喚起

平成 25 年 10 月以降、医業経営コンサルティングなどの事業を営んでいると偽って、無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「社債」といいます。）の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社日本医療センター」（以下「日本医療センター」といいます。）の勧誘において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

（注意喚起の要旨）

- 日本医療センターは、消費者に対し、同社の医業経営コンサルティングなどの事業の内容を記載したパンフレットや同社が発行するという社債の契約書類等一式（以下「勧誘資料」といいます。）を封筒で送付してきます。
消費者が日本医療センターからの封筒を受け取るのと前後して、消費者宅に、日本医療センターとは別の事業者から電話があり、「その封筒を譲ってほしい。」「封筒の宛名の人にしか日本医療センターに投資する権利が無いので、あなたの名前を貸してほしい。」などと一方的に依頼してきます。
- その後、社債購入に関する名義貸しを断らなかった消費者に日本医療センターから電話があり、「あなたは名義貸しをした。これはインサイダー取引になる。このままでは刑事裁判にかけられる。」「2000 万円の出資なので、半分の 1000 万円を払わなければ刑事裁判になる。」などと言い、金銭の支払を要求してきます。
- 日本医療センターは、消費者に送付した勧誘資料に同社の事務所の所在地を掲載していますが、当該所在地に同社の事務所は存在しておらず、商業登記簿への登記もありません。
- 以上のことから、日本医療センターには事業の実体がないことが強く疑われます。日本医療センターから勧誘資料が届いた場合又は日本医療センターとは別の事業者から日本医療センターの勧誘資料について電話で質問や依頼を受けた場合、決して応じないでください。
- 見知らぬ人や事業者からの「社債を購入する権利を譲ってほしい。」「あなたの名前だけ貸してほしい。」といった依頼は詐欺の手口です。事業者からこのような依頼を受けても決して応じてはいけません。
- このような依頼に応じてしまい、後から「インサイダー取引になる。」「刑事裁判になる。」などと言われて金銭の支払を求められた場合、決して支払ってはいけません。お金を支払う前に消費生活センターや警察に相談しましょう。
- このような勧誘電話に関して不審な点があった場合は、消費生活センターや警察に相談しましょう。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

TEL : 03(3507)9187 FAX : 03(3507)9287

医業経営コンサルティングなどの事業を営んでいると偽って 社債購入を勧誘する「株式会社日本医療センター」に関する注意喚起

平成 25 年 10 月以降、医業経営コンサルティングなどの事業を営んでいると偽って、無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「社債」といいます。）の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社日本医療センター」（以下「日本医療センター」といいます。）の勧誘において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 事業者の概要

名 称	株式会社日本医療センター
所 在 地	東京都中央区銀座 3-2-11
代 表 者	江上 文雄
設 立	昭和 48 年 12 月 24 日
資 本 金	50 億 6000 万円
事 業 内 容	医業経営コンサルティング、D to D（医師の転職、開業支援と医療連携支援）、住宅型有料老人ホーム 等

※ 日本医療センターが消費者に提供した資料に記載されている内容です。

※ 日本医療センターは、上記所在地に存在しません。

※ 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な勧誘事例（資料の詳細は別添を参照）

- （1）平成 27 年 5 月初めころ、日本医療センターとは別の事業者（以下「A」といいます。）の担当者を名乗る者から消費者に「日本医療センターから封筒が届いていないか。その封筒には、日本医療センターに投資するための申込書が入っている。日本医療センターに投資できるのは、その封筒が届いた人だけだ。」などと電話が掛かってきた。消費者は、A の担当者に「投資なんかしない。特に興味もない。」と答えたところ、A の担当者から「もし封筒が要らないならば、封筒を欲しがっている人がいるので、その人に譲って欲しい。譲ってくれたら御礼をする。」と言われ、封筒を譲ることを承諾した。
- （2）その数日後、消費者宅に封筒が届いた。封筒の下部に日本医療センターの社名が印刷され、中には、「無担保型新株予約権付社債権売買契約書」、「社員権申込内容と書かれた紙」等の資料が入っていた。消費者は、日本医療センターという東京の会社が資料を送ってきたのだと思った。
- （3）封筒が届いたのち、A の担当者から消費者に再度電話があり、「封筒の宛名の人にしか日本医療センターに投資する権利が無いので、あなたの名前を貸してほしい。あなたに日本医療センターに電話をしてもらって、申込みだけをしてもらいたい。」「お金は全てこちらで払うので、絶対迷惑は掛けない。」と依頼された。A の担当者があまりに一所懸命頼むので断りきれず、A の担当者から聞いた日本医療センターの電話番号に電話して、電話に出た日本医療センターの担当者という者に社債 200 口の購入を申し込むとともに、A の担当者に電話して日本医療センターから教えられた振込先の口座番号を伝えた。

- (4) 翌週、Aの担当者から消費者に電話があり、消費者の名前でお金を振り込んだと言われ、その同じ日に日本医療センターの担当者からも消費者に電話があり、売買契約書に住所と名前を書いてFAXするよう指示されたので、消費者は、住所と名前を書いた売買契約書を同社宛てにFAXした。
- (5) FAXをしてから数日後、日本医療センターの担当者から消費者に電話があり、「あなたはえらいことをしてくれた。あなたは名義貸しをした。これはインサイダー取引になる。このままではあなたは刑事裁判にかけられる。」などと言われ、その担当者の上司という者（以下「B」といいます。）からも「2000万円の出資なので、半分の1000万を払わなければ刑事裁判になる。」と言われた。消費者がそんな大金はないと言うと、Bから「それなら500万払え。Aの担当者とも相談しろ。」と要求された。そこで、消費者は、Aの担当者に電話して500万円も払えないと相談したところ、「400万円だけ出してください。」と言われた。
- (6) 消費者は、名前を貸しただけで大変な罰を受けることになるという言葉に驚きと恐怖を感じ、400万円の預金を下ろして、自宅近くの郵便局から郵便小包で、日本医療センターのBに指定された千葉県Bの自宅というマンション宛てに送付した。
- (7) その後も、日本医療センターのBから残りの金を払えと電話があり、断りきれずに友人にお金を借りに行ったところ、その友人が消費生活センターや警察に連絡してくれた。
- (8) なお、他の勧誘事例においては、日本医療センターからの封筒には、上記（2）に記載の2枚の社債契約書類のほか、同社の医業経営コンサルティングなどの事業の内容を記載したパンフレットを含めた社債の契約書類等一式が同封されている事例も多数確認されています。

3. 当庁が確認した事実

- 日本医療センターは、消費者に対し、同社の医業経営コンサルティングなどの事業の内容を記載したパンフレットや社債の契約書類等一式の入った勧誘資料を封筒で送付してきます。消費者が日本医療センターからの封筒を受け取るのと前後して、消費者宅に、日本医療センターとは別の事業者から電話があり、「封筒を譲ってほしい。」「名前だけ貸してほしい。」などと依頼してきます。
- その後、社債購入に対する名義貸しを断らなかった消費者に日本医療センターから電話があり、「あなたは名義貸しをした。これはインサイダー取引になる。このままではあなたは刑事裁判にかけられる。」「2000万円の出資なので、半分の1000万を払わなければ刑事裁判になる。」などと言って、金銭の支払を要求してきます。
- 日本医療センターは、消費者に送付した勧誘資料に同社の事務所の所在地を掲載していますが、当該所在地に同社の事務所は存在しませんでした。
- 日本医療センターが消費者に送付した勧誘資料に記載している所在地に係る商業登記簿を確認したところ、当該所在地における日本医療センターの登記は存在しませんでした。

4. 消費者へのアドバイス

- 前記3の事実を踏まえると、日本医療センターには事業の実体がないことが強く疑われます。日本医療センターから勧誘資料が届いた場合又は日本医療センターとは別の事業者から日本医療センターの勧誘資料について電話で質問や依頼を受けた場合、決して応じないでください。
- 見知らぬ人や事業者からの「社債を購入する権利を譲ってほしい。」「あなたの名前だけ貸してほしい。」といった依頼は詐欺の手口です。事業者からこのような依頼を受けても決して応じてはいけません。
- このような依頼に応じてしまい、後から「インサイダー取引になる。」「刑事裁判にかけら

れる。」などと言われて金銭の支払を求められた場合、決して支払ってはいけません。お金を支払う前に消費生活センターや警察に相談しましょう。

- 金融庁では、金融行政・金融サービスに関する一般的な御質問・御相談・御意見を金融サービス利用者相談室で受け付けるとともに、同庁のウェブサイトで専用ページを設けて詐欺的な投資勧誘等への注意を促していますので、参考にしてください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室

受付時間 平日10時00分～17時00分

電話番号 0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

- 金融庁ウェブサイト：専用ページ「詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！」

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/attention.html>

- このような取引に関して不審な点があった場合は、各地の消費生活相談窓口（消費生活センター）や警察に相談しましょう。

- 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターを御存知でない場合）

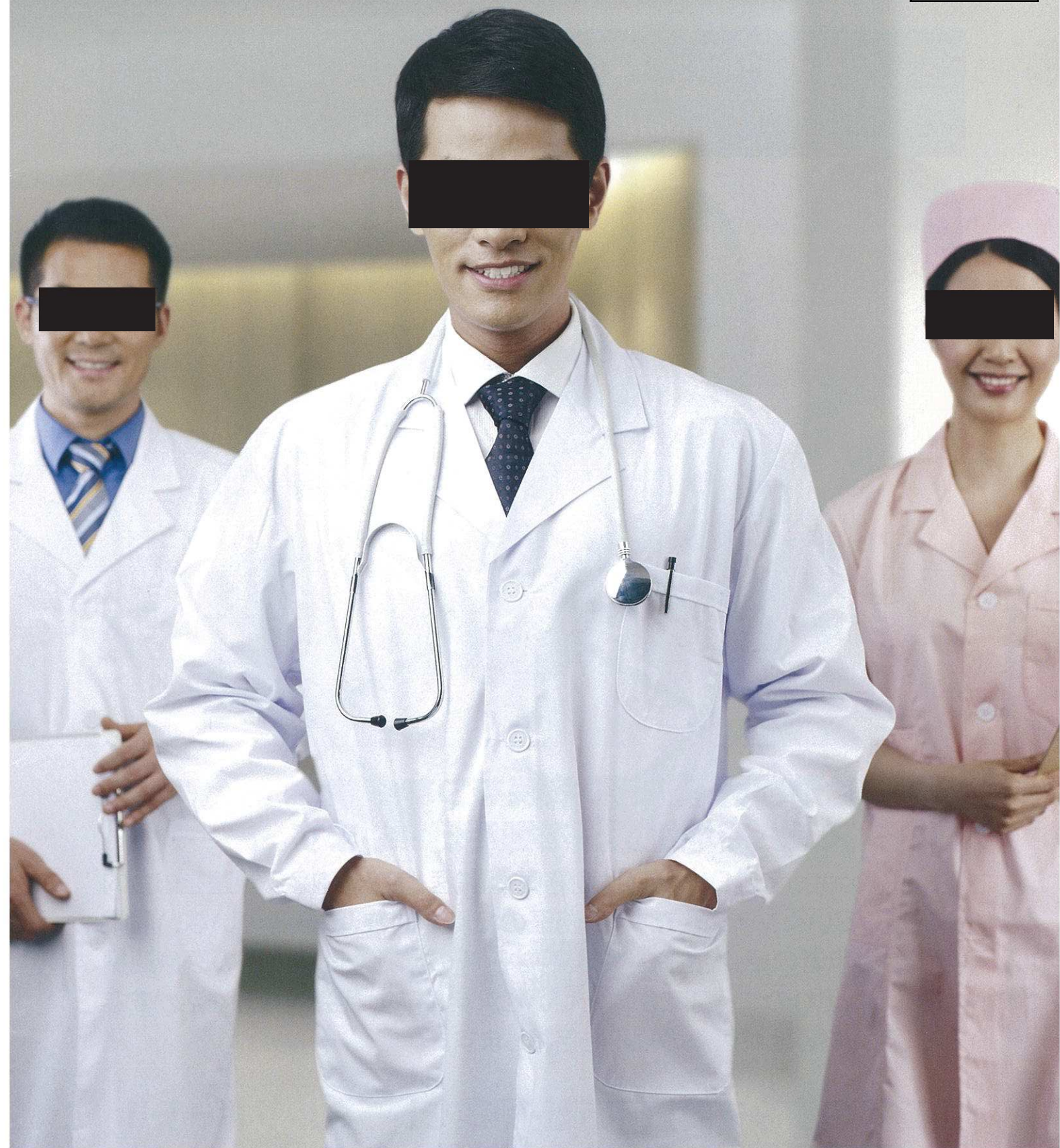
電話番号 188

- 警察相談専用電話

電話番号 #9110

（以 上）

別添



総合メディカル

株式会社 日本医療センター

DtoDは医師の「夢」を広げます!!



DtoDは勤務医・開業医・病院をつなぐ 連携システムで地域医療を御手伝いします。

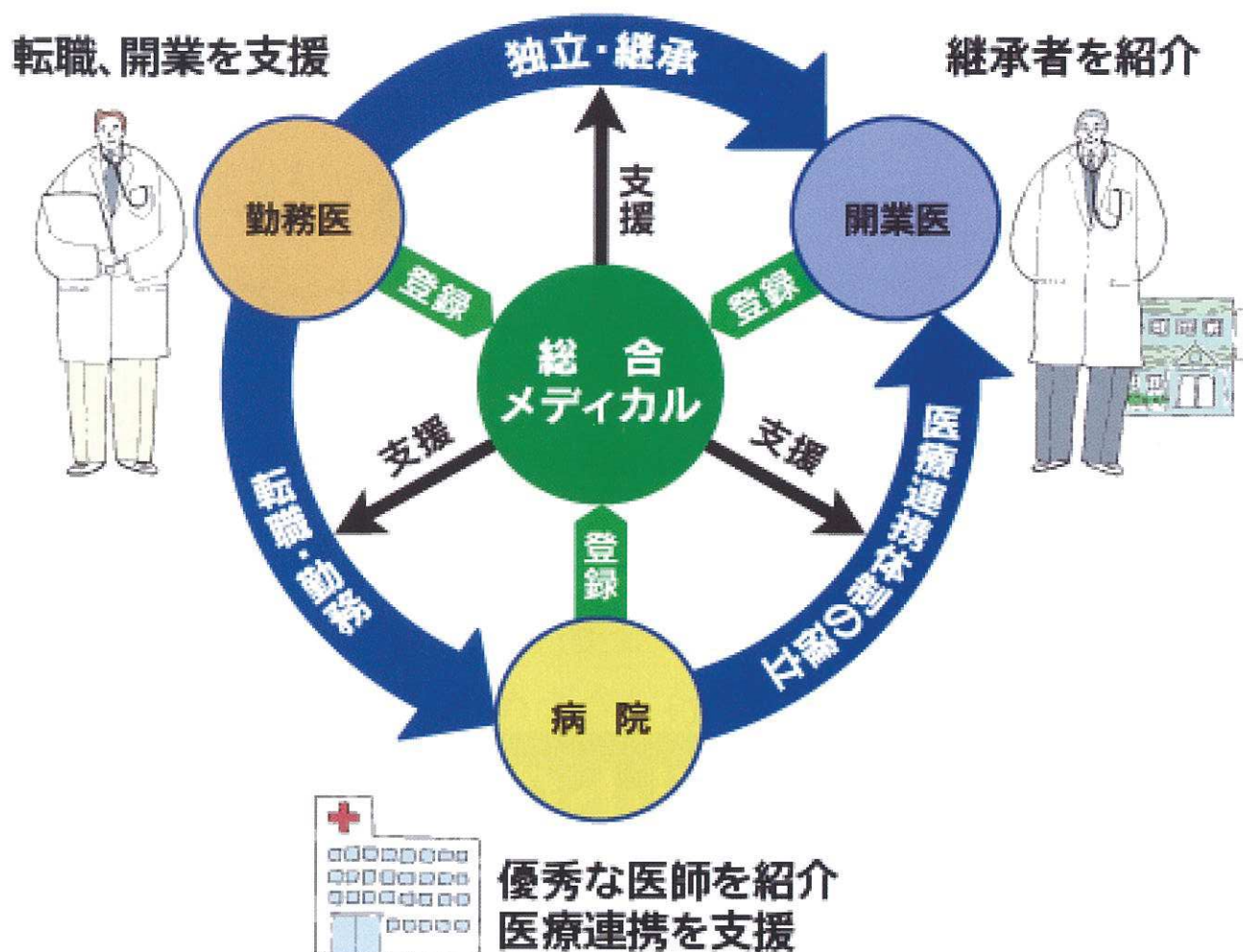
DtoD(Doctor to Doctor)は勤務医・開業医・病院の抱える課題を総合的に支援していくシステムです。勤務医の転職や開業、後継者のいない開業医への継承者の紹介、病院への優秀な医師の紹介や開業医との医療連携など、それぞれのニーズをかなえていきます。人的、社会的資源を活かすことで、活力ある地域医療の継続を目指します。

勤務医の悩みを解決!!転職・開業をトータルサポート!! DtoDはそれぞれの悩みを解決致します。

病院での勤務医ポストは頭打ちとなり、一般の新規開業は地域によっては競争激化で困難となっています。勤務医が目指す医療を実現するために、転職・開業を、豊富な転職情報・物件情報の中からそれぞれのニーズに合わせてご提案し、医師の“理想とする医療”を実現するお手伝いをします。

DtoDシステム

Doctor to Doctor System



DtoDは、勤務医、開業医、病院の抱える課題を総合的に支援していくシステムです。勤務医の転職や独立、後継者のいない開業医への継承者の紹介、病院への優秀な医師の紹介や開業医との医療連携など、それぞれのニーズをかなえていきます。

経営コンサルティング

Management consulting

経営への漠然とした不安。問題点はわかっているけど解決できない悩み。あるいは具体的な解決策をどうやって実行に移すかという課題。病医院にはさまざまな問題が山積しています。私たち日本医療センターは病医院専門の経営コンサルティング会社として、あらゆるレベルのご相談に対して問題点を明確にし、病医院とともに具体的な解決策を実行します。



私たち日本医療センターは
病医院のパートナーとして
身近な問題の解決から
将来構想まで幅広い
経営コンサルティングを行います。

コンサルトの誓い

Oath of consulting

病医院のよきパートナーとして当社は「よい医療は、よい経営から」をコンセプトに病医院が効率的で質の高い患者さん中心の医療を実現するお手伝いとして、病医院のパートナーとなり、コンサルティングをベースにした経営のトータルサポートを行っています。病医院によきパートナーとして信頼していただくためには 経営コンサルティングを行う会社としての理念や哲学、社員一人ひとりの社会観や人生観がしっかりしていなければなりません。当社では、誰もが共感できる哲学である「社是・社訓」「わたしたちの誓い」のほかに「コンサルタントの誓い」を掲げコンサルタントとしての指針を示しています。

コンサルトの誓い

コンサルタントは、その社会的使命を自覚し、**道義的、良心的な姿勢**でコンサルティングにあたらなければならない。

コンサルタントは、常に感性をみがき、**正しい社会観をもつ努力を怠らず**、情熱と正義感にあふれたコンサルティングを行わなければならない。

コンサルタントは、人格をたかめ、**謙虚さをそなえた良識ある人物**をめざさなければならない。

コンサルタントは、実務知識と経験による**実践的なノウハウを蓄積し**、見識を高めなければならない。

コンサルタントは、クライアントとの間に**愛情と誠実さを基礎にした信頼関係**をつくっていかなければならない。

良い医療は良い経営から

Good medical treatment is from good management

日本医療センターの様々な特典

経営相談



- ・各種経営相談
- ・個別相談
- ・リスクマネジメント

医療経営情報の提供



- ・経営情報誌発行
- ・メディカルweb

会員セミナーの実施



- ・会員セミナー
スケジュール
- ・会員セミナーDVD

患者満足度簡易診断



- ・患者満足簡易診断
- ・各種アンケート

採用時の適性検査



- ・採用時の適性検査
- ・個別相談

リスクマネジメント



- ・生命保険、損害保険の
総合診断
- ・個別相談

会員限定WEBサイトのご利用



- ・各種
会員サービス利用
- ・個別相談
- ・リスクマネジメント

会員ホームページ&リンク集

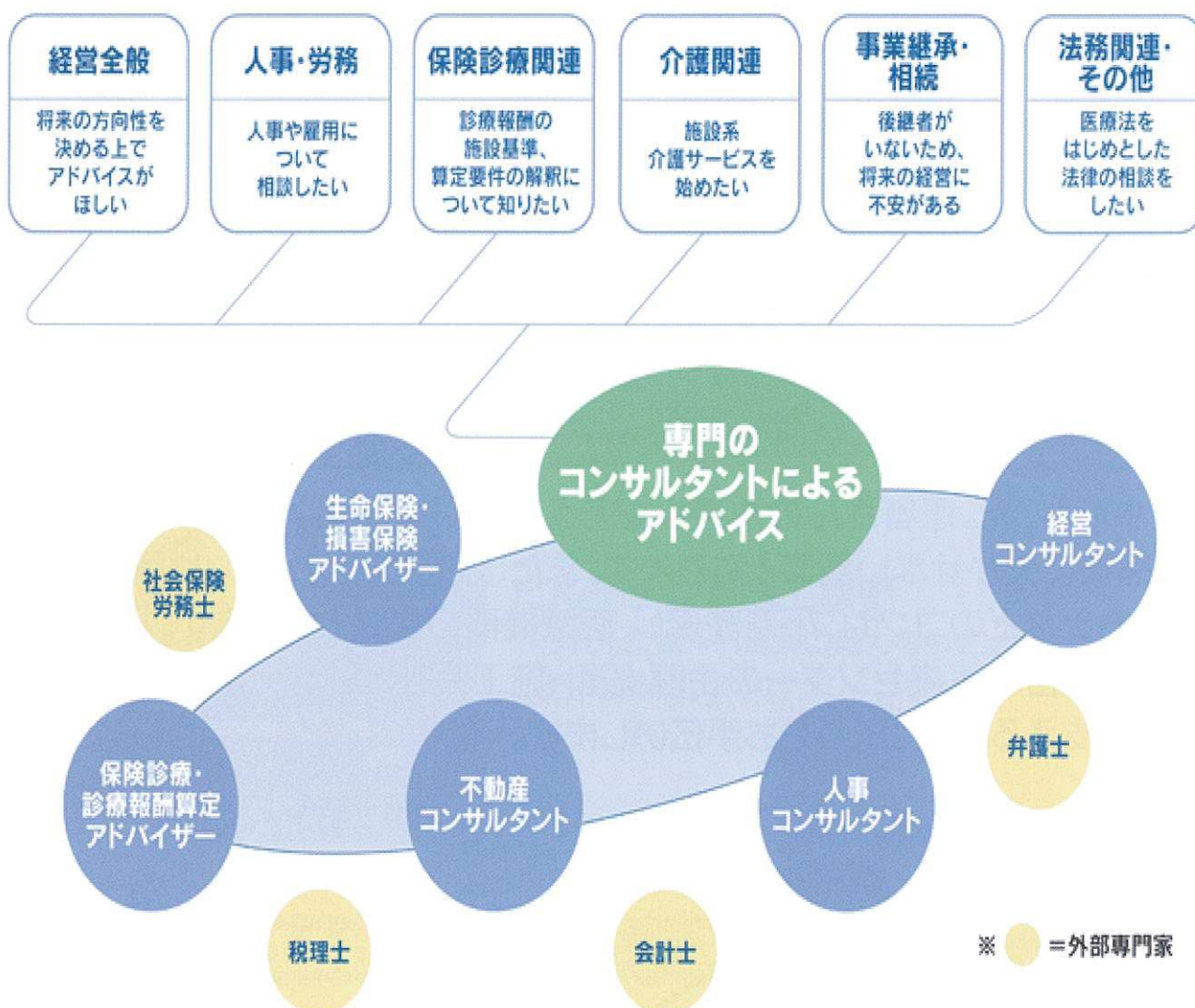


- ・会員ホームページ
リンク集
- ・会員ホームページ
制作

問題解決や将来構想を提案

Problem solving and the future's plan are proposed

医業経営のプロが身近な問題解決から 将来構想までコンサルティング



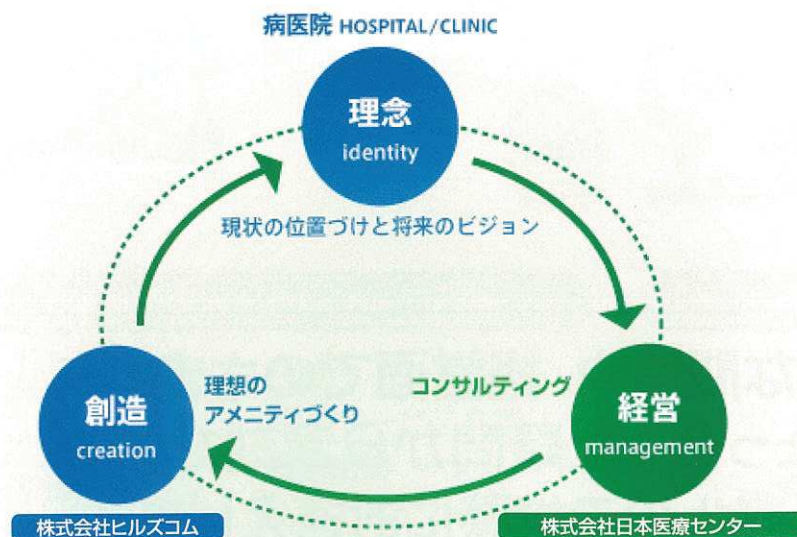
診療時の実務的な問題や、経営面でのさまざまな課題など、ちょっとした疑問から深刻な悩みまで、あらゆるレベルのご相談にお答えします。

快適な医療環境を求めて

Amenity for Health



色、かたち、光。患者さんの快適性を考えた施設づくりは、毎日の診療を支え、医療に欠かせない要素となります。また、理想のアメニティは医療方針・経営方針などのコンセプトを表現し、医療機関の個性となります。株式会社ビルズは日本医療センターの企画・設計・施工会社として、これからの医療・介護を支える環境づくりをお手伝いします。



●すべては理念(Identity)のイメージ化。日本医療センターのコンサルティングを具現化するのがソム・テックの役割です。総合メディカルとともに医療機関のよきパートナーとして、事業の成功を全面的に支援します。

設計・施工事例のご紹介

An example of a design and construction

新築施工事例



新築施工事例

医療コンセプトにもとづいた理想のアメニティを実現するために、設計から施工までサポートいたします。

※現在、東京都・千葉県・神奈川県・栃木県等30都道府県で新築施行中。

改装施工事例



改装施工事例

これまで愛され続けた病院の温もりはそのままに、新たなアメニティ空間を演出します。

※現在、当社管理150棟にて実施中。

ビルテナント施工事例



ビルテナント施工事例

限られた空間から最大の魅力を引き出し、理想のアメニティを実現します。

※現在、当社管理240棟にて実施中。

株式会社ヒルズコムホームページのご案内



株式会社ヒルズコムは日本医療センターの建築部門として設立された医療・介護施設専門の企画・設計・施工会社です。ホームページでは、より詳しいサービス内容や多数の施工事例を掲載しています。診療科別、新築・改装、戸建・テナントなどを検索してご覧になれます。

理想の医療環境を実現

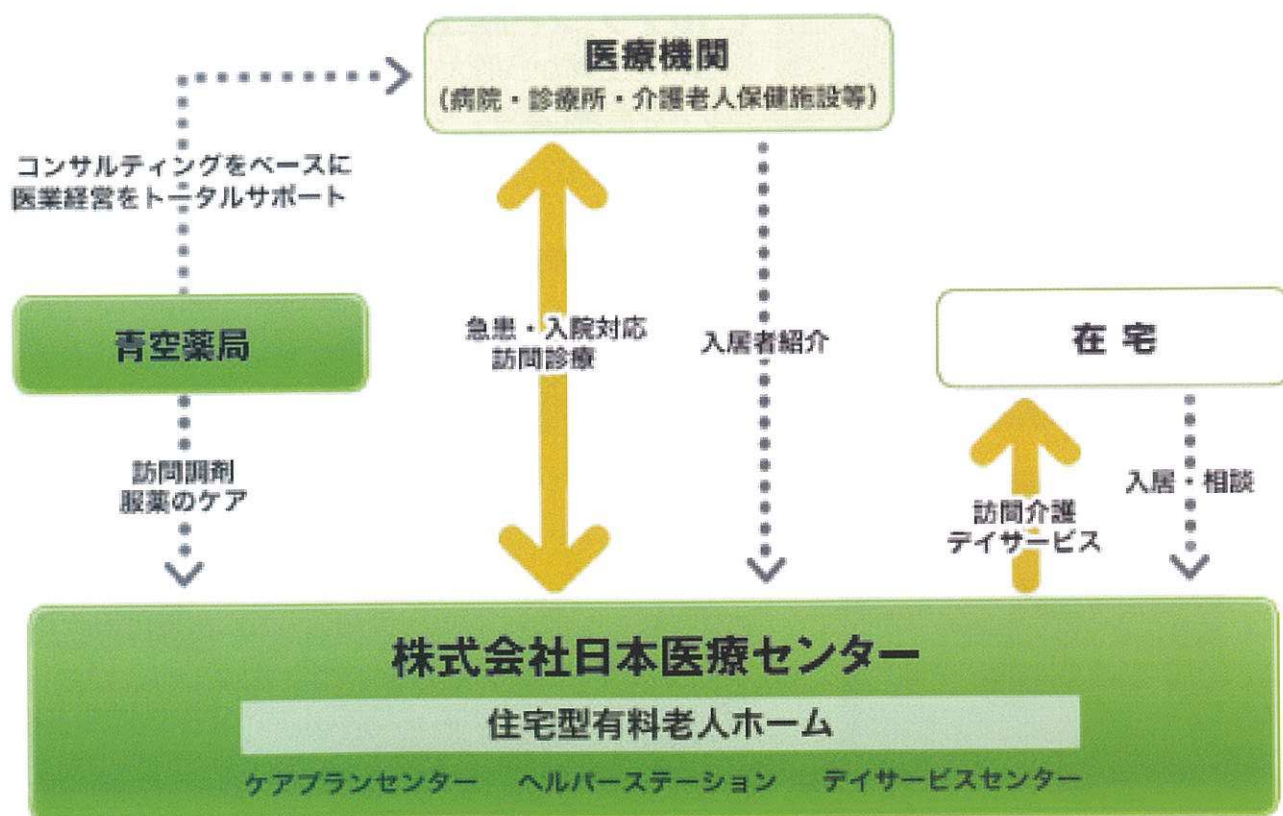
The medical society of the ideal is achieved

医療と介護の質の高い連携をめざします。



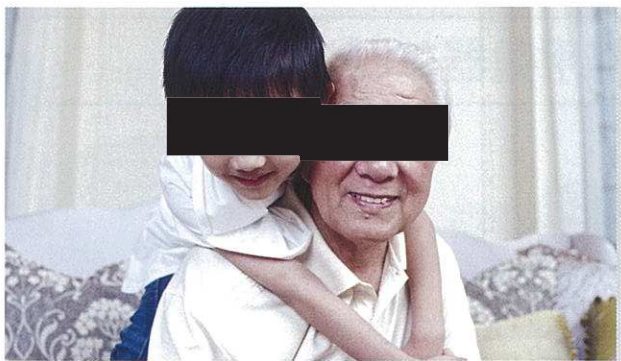
貴院のコンセプトにあった理想の医療環境実現まで、着実なステップでサポートします。当社は、医療経営のコンサルティング、DtoD（医師の転職、開業支援と医療連携支援）、日本医療薬局などをおとして、医療機関、介護施設と連携を取り、地域の人びとが安心して暮らせる、医療・介護・健康を提供する地域ヘルスケアネットワークの基盤づくりを支援しています。株式会社日本医療センター、株式会社ヒルズコムでは、医療と連携を図る介護施設の運営をおこなっています。24時間サポート体制で、安全で安心できる暮らしをお届けします。

理想の医療環境実現までのサポート



日本医療センター施設内

The state in the facilities is introduced



2025年4月迄に1400棟の高齢者向け住宅を建設中!!
安心とやすらぎの空間を堪能下さい。

取り扱い商品

handling commodities

**よい医療を提供するために必要な医療機器の
導入や更新を経済的、合理的に実現します。**

医療機関のビジョンを実現するには、医療機器の導入や更新が必要な場合があります。しかしその前に、本当に導入が必要か、また無理の無い計画かを検証することが不可欠です。日本医療センターでは、まず地域のマーケット分析や医療ニーズを調査し、導入の必要性について評価します。次に、導入に見合う効果が得られるかどうかをシミュレーション。安全な経営管理のもとに設備投資を行っていただけます。今後は高額な医療機器を地域の医療機関と共同利用する方向も検討することになるでしょう。日本医療センターでは、こうした周辺業務まで含めた複合的なお取引をいただくことで、医療機関とより緊密な関係を築きたいと考えています。

医療機器や事務用機器など



土地や建物という不動産ではない、物件の移動が容易にできる動産がリースの対象商品です。事務用機器や、以下のような商品も取り扱っております。

病室リフォーム 快そう計画



●「病室のリフォーム」と「リース(譲渡条件付リース)」を組み合わせることで、療養環境の向上を月々の少ない負担で実現します。病室の内装や家具類のハイグレード化およびバリアフリー化により、一層のCS(顧客満足度)強化に繋がります。

その他のおすすめ商品



徘徊・転落予防コール

介護を受ける方がベッドから起き上がったり、ベッドサイドのマットに足を乗せたりするとナースコールでお知らせします。転落・転倒などの重大事故、徘徊などのトラブルの予防に効果的です。既存のナースコール設備で使用できます。



車いす用座位保持シート

特殊素材と独自の製法で、滑落予防効果を高め、安全性と正しい姿勢を保てる車いす用滑り止めシートです。今までにない空気性を実現。水洗いができます。

安心して医療に専念する為に

To concentrate on medical treatment surely

生命・損害保険の 総合診断&リスクマネジメント

日本医療センターがご提案する
「生命・損害保険の総合診断&リスクマネジメント」
はここが違います!!

保険でカバーできないリスクにも医業継承、人材紹介、経営コンサルティングなど総合メディカルのさまざまな機能を通じて対応できます。長期的なお付き合いをさせていただくなかで、貴院の「リスクマネジメント」を安心してお任せいただけます。

医業経営のコンサルティング会社としての立場から、総合的なリスクと保険の総合診断を行い、「リスクマネジメント」のご提案をさせていただきます。

将来保険事故が生じた場合、貴院の立場にたって保険会社と交渉します。

生命保険、損害保険ともに多種類の保険商品を取り扱っておりますので、貴院に最適な保険を提案させていただきます。

将来生じるかもしれないリスクには、保険でカバーできるリスクと保険ではカバーできないリスクがあります。それらの両方を管理し、対策をたてていくのが総合メディカルの「保険の総合診断」と「リスクマネジメント」です。

株式会社日本医療センター

本 社／東京都中央区銀座3-2-11

創 立／1973年(昭和48年)12月24日

代表者／代表取締役社長 江上文雄

資本金／50億6000万円

売 上／(連結)2,444億4,900万円(2015年3月期)

第47回金EFT24金ゴールドバー投資公募
額面(一口)／金10万円
利率(年率)／3.8%

会社の商号	株式会社日本医療センター
会社所在地	東京都中央区銀座3-2-11
代表者	代表取締役社長 江上 文雄
種類	無担保転換型新株予約権付社債
募集総額(第1回)	3億円未満
私募債	転換社債
使途	第47回金EFT24金ゴールドバー投資公募
社債券募集の額面	100,000円(1口)
利率	3.8%(年率)
利息支払日に関する事項	入金日の翌月10日より毎月10日に社債権者指定の金融機関口座に振込みにて支払い。
償還期間	24ヶ月以内＝元金が戻り、利息は支払われます。
満期償還期間	平成28年3月3日
償還の方法及び数	上記満期償還期日までに、社債券記載額面を満期償還する。 (但し、償還すべき日が金融機関休業日にあたる場合、その翌金融機関営業日支払いを繰り上げる)
行使請求期間	平成26年4月1日～

総合メディカル

株式会社**日本医療センター**
東京都中央区銀座3-2-11

無担保型新株予約権付社債権売買契約書

株式会社日本医療センター(以下「甲」とする)と、債権取得保持者(以下「乙」とする)の無担保転換型新株予約権付社債券を、次の通り契約(以下「本契約」とする)を締結する。

第一条 (目的)

「甲」は本契約の規定に従い毎月5日の取締役会の承認を得たのち「乙」に
発券、発行、譲渡する旨とする。

(内容)

無担保転換型新株予約権付社債券「一〇 拾万円」

第二条 (譲渡価格及び支払方法)

「乙」は「甲」に社債券入金額分の売買代金を社債券譲渡の前に指定の
口座に、振り込むものとする。

第三条 (禁止行為)

株式の不正流出行為や代理行為については禁ずる。尚、そうした行為が
当社の調査などにより発覚した場合、当社から損害賠償請求をされても
一切の意義申し立てを出来ない事とする。

第四条 (解約)

中途解約に関しては買主の一方から解除があった場合「1 年未満」
であれば、投資金額の「50%」をカットした金額を返納するものと
する。尚、「2 年」未満であれば「30%」カットとする。

第五条 (危険負担)

本契約の締結後社債券の引渡し前、売主、買主いずれの故意又は過失
によらず目的物である社債券の一部、又は全部消失、毀損などした場
合は、その損害は売主の負担とする。

第六条 (費用負担)

引渡し時までに発生した諸費用については各自の負担とする。引渡し後、
名義変更申請に関わる諸費用等についてはの負担は買主負担とする。

第七条 (守秘義務)

甲及び乙は知りえた情報を自己利益の為に漏洩してはならない。
甲乙及び双方は、受領した情報を甲乙合意の目的以外に使用してはならない。

本契約の証として、「甲」及び「乙」はこれに記名押印のうえ、各自原本一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

「甲」

東京都中央区銀座 3-2-11

総合メディカル

株式会社日本医療センター

代表取締役社長：江上 文雄

「乙」

住所

氏名

年 月 日/担当者

社員権申込内容

1口の金額	金 100,000円
-------	------------

申込口数 □

合計金額	円
------	---

報酬受取口座

ゆうちょ銀行でお受取りになる場合

[illegible][illegible]

□座名義人	
-------	--

銀行でお受取りになる場合

お取引店	銀行 信金 信組	本店 支店	預金種目	普通	当座
------	----------------	----------	------	----	----

☐ 座名義 ご氏名	フリガナ	☐ 座番号							

※ご本人確認の為、公的書類(住民票、パスポート、印鑑証明、運転免許証)の写し1通を添付してください。

本申込書記載事項を承知の上、上記の社員権を申し込み致します。

ご住所	フリガナ		
	(〒 -)		
ご氏名	フリガナ	電話番号	() -
	歳		
ご入金 予定日	年 月 日	携帯電話	() -

① 第二回無担保転換型新株予約権付社債券のご購入に関しましては、申し込み到着時点での申し込み順になります。

到着時点での状況を確認し、担当者からご連絡させていただきます。

2. 担当者より購入可能性の連絡がございましたら、指定期間までお振り込み下さい。

3.入金確認後、第二回無担保転換型新株予約権付社債券をご自宅に郵送させていただきます。

総合メディカル

株式会社日本医療センター

東京都中央区銀座3-2-11